

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成26年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

平成26年1月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

ふるさと区民まつりに伴う警備委託

(2) 業務内容

区民まつりを安全かつ円滑に運営するため、会場および周辺における事故等の不当事案を予防し、事故発生時は柔軟に対応しながらも的確かつ迅速に警備業務を遂行する。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受け、かつ東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。
- (2) 世田谷区の物品の競争入札参加資格を有し、営業種目「警備・受付等」に登録のある者。
- (3) 次の事項に該当しないこと。

地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者

世田谷区から現に指名停止を受けている者

都道府県民税・市町村民税を滞納している者

3 提案書の提案者を選定するための基準

6事業者以上から参加表明書の提出があった場合は、参加表明書等に記載された運営能力、実績等を点数評価して提案書の提出者を5事業者以内に選定する。

この場合は、選定次第速やかに参加申込事業者に通知する。

4 提案書を特定するための評価基準

参加表明書、企画提案書及びヒアリングの結果を基に、総合点により順位を決定する。

- (1) 本業務を確実かつ安定的に遂行する能力を有していること。

過去3年間(平成23年度以降)に地方自治体で100名以上の警備員を配置するイベントの警備業務実績(世田谷区、他自治体等での実績)

経営状況(経理状況、経営能力、運営能力)

- (2) 本業務の意義や特性を十分に理解し、業務遂行にあたり十分な信頼性及び対応能力を保持していること。

本業務の担当組織及び人員体制

本業務に対する考え方

本業務に配置する従事者について

研修体制

- 緊急時の現場対応及び現場支援体制
- 個人情報管理
- ふるさと区民まつりの特性を配慮した警備計画
- (3) 提案に対して、見積もり金額が妥当であること。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154 - 8504

東京都世田谷区世田谷4 - 21 - 27

区民健康村・ふるさと交流課

電話 03 - 5432 - 2042 FAX 03 - 5432 - 3013

受付時間は、午前9時～午後5時まで(土休日を除く)

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

期 間:平成26年1月29日(水)～平成26年2月12日(水)

場 所:上記(1)に同じ

方 法:希望者に無償で配付する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期 限:平成26年2月12日(水)午後5時

場 所:上記(1)に同じ

方 法:持参または郵送(書留、または配達記録郵便)による

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

期 限:平成26年3月14日(金)午後5時

場 所:上記(1)に同じ

方 法:持参または郵送(書留、または配達記録郵便)による

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(平成27年～28年度の同委託業務)
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ
- (6) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (7) 本件に関して区から受領した書類は、区の事前の承諾なしに本件の提案書作成以外の目的に使用してはならない。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 提案された書類は、返還しない。
- (10) 詳細は説明書による。